

(1) 期 間

7月1日から7月31日までの1か月間

(2) 会員の実施事項

ア 共通事項

- (ア) 経営トップ自らによる現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施とともに、「自主点検表チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施する。
- (イ) 外部で開催される安全大会等に積極的に参加する。また、社内においても、職長、作業員など各レベルに応じた安全意識の高揚のための集会を開催する。
- (ウ) 安全意識の高揚のために、安全旗の掲揚、労働安全ポスターの掲示、安全唱和等を実施する。
- (エ) 安全の担当者（安全衛生推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実する。
- (オ) 安全管理担当者は、毎朝のツールボックスミーティングにおいて、「林業又は木材製造業の今日の作業ポイント」カードを活用して、本日の作業に関する労働災害の防止対策を作業員に繰り返し周知し、徹底する。
- (カ) 林業労働災害防止規程の遵守、リスクアセスメントの確実な実施を図る。
- (キ) KY（危険予知活動）、ヒヤリハット活動等の安全活動を実施する。
- (ク) 高年齢労働者ガイドラインを踏まえた労働災害防止に関する取組を実施する。
- (ケ) 新規就業員の教育の徹底など、効果的な安全衛生教育を実施する。
- (コ) その他、本月間にふさわしい行事を実施する。

イ 林業関係事項

- (ア) 伐倒予定木の樹高の2倍の範囲内に他の作業員が立入らないよう徹底する。
- (イ) かかり木処理において、胸高直径等に応じた処理を速やかに行うとともに、かかっている木の伐倒、あびせ倒し及び元玉切り等の禁止事項の遵守を徹底する。
- (ウ) チェーンソーによる伐木・造材作業時に、基本的な伐倒方法を遵守するとともに、下肢の切創防止用保護衣等の着用を徹底する。
- (エ) 準備期間を含めて防蜂網及び防蜂手袋の装着、吸引具及び蜂アレルギー者のエピペンの携行等、蜂対策を徹底する。
- (オ) 新規就業員等経験の浅い労働者及び高年齢労働者に対して、現場の状況に応じた安全な作業方法、チェーンソー等機械器具の取り扱い方法等に係る安全衛生教育を徹底する。
- (カ) 伐木初心者に対し、事業者訓練マニュアルを使用した伐木実技訓練を安全かつ効果的に実施する。
- (キ) リスクアセスメントを定着させるため、支部が主催するリスクアセスメント集団指導会に、高年齢労働者及び新規就業員をはじめとする作業員を積極的に参加させる。

- (ク) チェーンソーによる伐木等作業の関係法令・ガイドライン等の周知及び遵守を徹底する。
- (ケ) チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育の周知及び実施を徹底する。
- (コ) 上記(ケ)の特別教育を修了しておおむね5年を経過した者については、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の受講の徹底を図る。
- (サ) 車両系木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保を徹底する。

ウ 木材製造業関係事項

- (ア) 作業主任者等の適正な配置及び職務の励行を図る。
- (イ) コンベヤー等運搬装置に関わる危険を及ぼす箇所の覆いの設置、清掃時の運転の停止を含む安全な作業方法の徹底を図る。
- (ウ) 荷の積み卸し作業、はい作業における保護帽の着用、昇降設備の使用を含む安全な作業方法の徹底を図る。
- (エ) 非定常作業における作業手順を作成し、周知する等の労働災害防止対策の徹底を図る。特に、点検、メンテナンス作業、異常処理作業時の機械の運転停止等に留意する。
- (オ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の徹底を図る。
- (カ) 集塵サイロ等の内部で作業させる場合は、要求性能墜落制止用器具等を使用させる等埋没すること等による危険を防止するとともに、作業手順書を作成する等、災害防止対策を徹底する。
- (キ) テーブル昇降装置の保守・点検、補修等のためにテーブル等の下に立ち入らせる場合は、テーブル等の下降防止措置として、安全支柱等を取り付けるとともに、作業手順書を作成し、労働災害防止対策を徹底する。
- (ク) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」を推進する。
- (ケ) 機械の危険部分への覆いの設置による、はさまれ、巻き込まれ等の防止対策の徹底を図る。